

平成 18 年度 第 6 回三条市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 開催日時 平成 19 年 1 月 25 日（木）午前 9 時 30 分～10 時 00 分
- 2 会 場 市役所 4 階 第二委員会室
- 3 出席者等 委 員 西澤会長、五十嵐副会長、坂内委員、箕輪委員、大久保委員、柴沢委員、中村委員、野崎委員
(欠席 原田委員、棚橋委員)
- 市 市民部長、生活環境課長、清掃センター長、栄サービスセンター市民課長、下田サービスセンター市民課長、生活環境課長補佐、清掃センター次長、廃棄物対策係長
- 報 道 2 人
- 傍聴者 1 人

4 審議会記録

議長（西澤会長） 定刻になりましたので、第 6 回の審議会を開催させていただきます。議題は中間報告案についてですが、先回の第 5 回ではパブリックコメントで出たご意見をまとめまして、いろいろ議論をいたしまして、第 4 回で決めた案でよかろうという結論になりました。本日、答申する予定でしたが、答申に向けて、事務局と私とでいろいろと協議した中で、最終目標を 120 円に置くとしても、19 年度 80 円で出発し、22 年度から 24 年度まで 100 円、25 年度以降 120 円と、そこまで固く縛った計画とする必要も必ずしもないのではないか。とりあえず当初 80 円を出発し、最終目標が 120 円ということを確認しておけばよいのではということ、若干修正して、段階に関するところを省くという形の修正案を文書で皆様に送付しまして、本日、そのことについてご意見をいただく予定でした。

途中ちょっと予定変更してすみませんでした。皆様の意見をいただきたいということ、また、この前、中村委員からご指摘がありましたが、本来ならば、時間的余裕が十分あれば、きちんと業界・団体の皆様からいろいろご意見をまとめてもらった方がよいのご発言もありました。業界・団体から反応がなかったのはパブリックコメントの周知徹底が十分でなかったのかもしれませんが、そうしたことを勘案しながら、今後の取り扱いについて、今日協議したいと思いますが、修正案を含めてご意見をお願いします。

五十嵐委員

工業会からの代表としてここに来ていますが、会議所会報、工業会の短信について、そういったパブリックコメント関係の情報として見た記憶がありませんでした。そういったことが、先回のコメントに対しての回答(意見)が許可業者に片寄ってしまったのかなという反省を踏まえて、料金の云々だけでなく、そうした周知徹底の中で、例えば、議会案を出されるという中で、いままでこうやってやってきたものの、審議を遅らせたとしても慎重にやっていかないと、料金的な形態から見ても、29円から一気に80円又は120円の形になったとき、隣接する市町村のことからすれば問題はないかもしれないが、ごみを出す側に対して、更に問題意識というか、掘り下げた中で、投げかけるものがないと、安易に値段だけでごみを減らすといってもなかなか難しいと思うので、再度慎重に回答(意見)を求められなかった理由を突き詰めて、その中でもう一度出された方がよいと思います。

議長(西澤会長)

諮問は前の市長からいただきましたが、諮問をいただいた時点では、スケジュール的に次の議会くらいに料金改定がかけられるように、とのことなので、そのつもりで審議してきたわけですが、市長も代わられて、特にそういうあらかじめ想定したスケジュールに固執することもなかろう、という事務局の判断であれば、必ずしも早急にこの案を答申しなければならないというような状況でもないということになりますので……。

事務局

事務局としての考え方は、循環型社会形成推進地域計画を進める中では、ごみ処理手数料の改定、その基本として従量制への移行を何とか進めていきたい。そのためには、減量化についてできるだけ早い時点で効果を生み出していきたいという趣旨もございまして、18年度中には条例改正に結びつけたいと、19年度にはその実施という中で、一日も早くごみの減量化を図りたいと考えていたわけですが、今ほど会長、副会長さんから排出者である事業者からの反応といたしますか、考え方がなかなか審議の過程の中でも、精一杯私どもも努力させてもらったつもりはあるのですが、十分把握できないということで、いきなり、大きな料金改定につながる中で、そういった考え方を把握して

おくことが必要ということであれば、私どもが当初考えた日程が若干遅れたとしても、慎重審議の上に、結論を出していただくことを最優先にさせていただければと考えております。

議長（西澤会長）

パブリックコメントという手続きでは、審議会で議論した考え方がよく業界に伝わっていないのではないかと思います。審議会の考え方を改めて業界によく説明して、理解と協力を求めてよかろうというふうな状況があった上で、答申というのが一番万全なやり方であると思うわけですが、それにしましても当然タイムリミットがあるわけですので、実際、パブリックコメントを実施しましたが、意識的に各業界に持ちかけて、審議会でまとめた中間報告書案の考え方をよく説明しまして、その上で、ご意見をいただくということで理解と協力を求める時間を少し置いた方がいいのではないかと思います。修正するなら修正するで、その後に考えればよいことで、とりあえずは当初の案で説明した上で、どういう動きが出てくるということ。それによって、修正するなら修正する。そんな考え方でよろしいでしょうか。

坂内委員

市からは市民に万全な体制で周知をするが、受け取る側はなかなかそれに答えてくれない。今程の業界のもう少し反応を見るとしても、最終リミットをいつにするのか、どういう方法でやるのか。一応タイムスケジュールを決めた方がいいと思います。

事務局

もし、今程のご意見を踏まえて、タイムスケジュールということになりますと、来年度いずれにしましても、答申事項の3番目のごみの発生抑制、再利用及びリサイクルの3Rの推進のための市民・事業者が果たす役割、行政が果たすべき役割をご審議いただく予定でございます。これについても、スケジュール的には19年度秋までには方向性を導いていただければと考えています。料金体系の見直しは、平行して審議していただくとしても、それよりは少し早い段階に結論を出していただければと思います。

議長（西澤会長）
大久保委員

遅くとも、19年度秋までには結論を出すということですね。
この中間報告書案を答申した場合、答申内容は修正できないの

ですか。

議長（西澤会長） 答申した場合は、市長がそのまま議会に上程することになると
思いますので、修正はできません。

大久保委員 一回答申したものは修正できないのであれば、今日答申するの
ではなく、先送りしてでも慎重審議して答申すべきと思いますが。
周知徹底を図り、各団体の意見集約に努めていただきたいと思います。

事務局 形式的な形で文章で周知したため排出者である事業者の反応が
表れなかった。もし必要であれば、積極的に説明に出向いた中
で、審議会の方向性と、市の考え方、こういった形で取りまと
めて審議会にお諮りするのかが検討させていただくが、直接出向
くことを前提とした中で、排出者側の考え方の把握に努めさせ
ていただきたい。

中村委員 広報さんじょうには、パブリックコメントの意見答申の案内が載
っている。三条市の経営者の方が目を通されていないのか。逆に
言うと、私は見ていなかったから知らなかったというのは、おか
しな話ではないか。方法論として、文書だけで周知を図る時代で
はなく、ITが進んでいるわけですから、各業界宛にメール文書で
送るという方法も検討されるべきではなかったか。
現在までに行われた審議会の中で 19 年度を目標に改正したい。
その理由として、ここで審議を尽くされているわけで、結果とし
て答申を上げなくてはならない。ただ、一回出した答申が決定で
はなく、あくまでも中間答申ですから、最終決定において、これ
は要検討事項という項目をつけて答申を最終までに上げるとい
う形が必要ではないか。
第三回審議会の私の発言の中で、段階的に料金を改定していく方
法にし、最悪 25 年度に 120 円とする、目標数値に対する資源化
等が図られ、ごみの減量化が推進された場合には、無理に改定し
なくてもよいのではないかと、という考え方をお話させていただ
いたときに、事務局から、条例、規則の定め方として、何年に幾と
することは規定できるが、何年に判断するということはできなが
、答申の中に盛り込むことはできると返答いただいた。

この中間答申の中では、80円の引き上げという部分で了解する。ただ、最終答申をあげて条例等に入れる場合については、やはり審議会の中で価格を確定させなくてはいけない。できましたら、料金の改定部分については、要検討事項として、審議会内で80円というひとつの形として審議されたということで答申を行う。それについて、周知徹底の部分で意見を求める方法論を模索するという形がベストではないか。

事務局

今回、中間報告という表題としていることについて、誤解を招いているところがあるのかもしれない。市長から審議会に諮問したことが3つある。1番のごみ処理手数料の料金体系の見直し、2番の事業系ごみの減量、リサイクルに向けた今後の施策について、これらは18年度中にご審議をいただきたい。19年度にごみの発生抑制、再利用及びリサイクルの3R推進のために市民、事業者、行政が果たすべき役割についてご審議いただきたい。今回は、1番と2番を18年度中に結論を出していただきたい、3番は19年度中にお願ひしたいという中で、1番、2番についての結論を出していただくのですが、審議会はまだほかにあるという意味で、中間でのひとつの区切りとしての答申という位置づけをさせていただいた。したがって、ここで答申されたものについては、最終答申の中で、改めて反映されるのではなく、3つの内の2つを、ここで終わってしまうという位置づけである。

中間報告ということで答申されたものについては、行政として動き出す形になる。後で修正する形には結びつかない。

議長（西澤会長）

一旦答申が出されますと、それが条例改正を伴うのであれば議会へ上程されますし、行政としても答申を通じて動き出す。

事務局で、中間答申案について、各業界団体へよく説明していただいて、いろいろな反応があるでしょうから、それを聴取し審議会で議論し決定することは決定したい。いつまでも待つわけにはいかないので、最終期限は、今年の秋という3番目の項目よりも早く結論を出すことを目指したい。

五十嵐委員

3番目の事項、19年度のこともあわせてやっていかなければならない。ただ単に、ごみの値段が上がります、ごみを減らします、では、どこかで矛盾を来す。パブリックコメントも含めて、逆に

やり方について、問いただす部分も必要になってくるのではない
か。

議長（西澤会長） 事務局にお願いがありますが、中間報告書案にはないですが、この前申し上げた実際にかかる料金よりも安くしているということは、その部分を補助していることになる。
予算上、明確な補助金としてではなく、ごみ処理手数料をおまけしているという、隠れた形の補助金なので、本来ならば、予算の性格上望ましくない。全廃するというわけにはいかないので、少なくとも、新潟市や上越市の状況を説明し、他市の水準並みに持っていきたいという説明を加えてほしい。

事務局 答申にその部分を盛り込むのではなく、私どもが事業者の説明する際の考え方ということで、審議会における考え方は、このように捉えているということによろしいでしょうか。

議長（西澤会長） はい。
それでは、特にご意見がなければ、本日の審議会は、これで終了させていただきますが、よろしいでしょうか。
それでは、どうもありがとうございました。